

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年1月23日

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

理事長 田中 新太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 地場産業振興センタ一本館等LED照明改修工事
- (2) 工事場所 金沢市鞍月2丁目 地内
- (3) 完成期日 令和9年2月26日
- (4) 工事概要 研修施設
鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て
延床面積5, 527m²等のLED照明改修にかかる電気設備工事一式
- (5) 総合評価方式 適用 (施工体制確認型)
- (6) 契約後VE方式 適用
- (7) いしかわ週休2日対象工事 適用
- (8) 工事代金の支払条件等
ア 前払金について 有
イ 部分払と中間前金払について 有
- (9) 予定価格 97, 482, 000円 (税込み)
- (10) 低入札価格調査制度 適用
- (11) 失格基準価格 有
- (12) 契約保証金
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）の規定により納付すること。
ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を
受けることができる。
- (13) 入札方法 紙入札による。（入札後審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、石川県が発注する建設工事及び測量、
建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく入札参加

資格の確認を受けた者で、次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。ただし、経常建設共同企業体としての参加について、次に掲げる事項のうち（1）から（6）並びに（7）のア、エ及びオは、石川県が別に定める「経常建設共同企業体の取扱いについて」のとおり取扱うものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札参加資格確認申請書の提出期間の末日からこの工事の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- （3）この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- （4）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- （6）役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- （7）次の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が金沢市内にあること。
 - イ 令和6年度に実施された法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。）における電気工事に係る総合評定値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める令和7年度の電気工事に係る主観点数との合計値が、790点以上であること。
 - ウ 結果通知書における電気工事の年間平均完成工事高が1.8億円以上であること。
 - エ 配置予定技術者に係る事項
 - 次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
 - （ア）3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - （イ）一級電気工事施工管理技士若しくは二級電気工事施工管理技士の資格を有する

者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者。

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、当該入札者については指名停止の措置を行う場合がある。

※ この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」第2条及び第4条による兼務ができるものとする。なお、当該兼務のほか、同要領による兼務については、3(8)イ(オ)の承認が必要である。

オ 施工実績に係る事項

平成22年度以降に元請として完成した工事で、石川県内において、公共機関(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人)が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築、改築又は改修にかかる電気設備工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、出資比率30%以上の構成員として2回以上の施工実績を有すること。

(8) 総合評価方式に係る技術資料(作成要領は3(2)による。)の内容が適正であること。

3 入札手続

(1) 設計図書の閲覧期間

令和8年1月23日(金)から令和8年2月16日(月)17時00分まで

(2) 設計図書及び総合評価方式に係る技術資料作成要領の閲覧方法

公益財団法人石川県産業創出支援機構(地場産業振興センター)のホームページ(下記アドレス)より本工事の設計図書及び技術資料作成要領をダウンロードすること。

<https://www.isico.or.jp/site/jibasan/>

(3) 質問書の受付期間及び方法

執行機関の長に対して、令和8年1月23日(金)から令和8年2月6日(金)17時00分までに文書(様式は任意)で郵送、持参又は電子メール(PDFに限る。)にて提出(必着)する。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

(4) 回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月16日（月）17時00分まで

イ 閲覧場所 公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター本館1階事務室）

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出

下記の申請書等の書類を公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター本館1階事務室）へ、令和8年2月6日（金）17時00分までに郵送、持参又は電子メール（PDFに限る。）にて提出（必着）すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

（ア）入札参加資格確認申請書（単体発注）

（イ）業態調書

（ウ）総合評価方式に係る技術資料

　a 総合評価方式に係る技術資料の提出について

　b 簡易な提案（PDFに限る。）

　c 技術資料（企業の技術力等及び配置予定技術者の技術力）

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年2月17日（火） 14時00分

イ 場所 公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター本館第5特別会議室）

(7) 開札日時 入札後即時開札

(8) 入札参加資格確認審査

ア 本工事は、入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者の中、総合評価の最も高い者を落札候補者とする。

イ 入札参加資格確認申請書等の証明書類

開札後、落札候補者等に対し、入札参加資格確認申請書等の証明書類の提出を求める通知を行う。

通知を受けた者は別途指定する提出期限までに下記の書類を郵送、持参又は電子メール（PDFに限る。）にて公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター本館1階事務室）へ提出（必着）すること。

（ア）直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（イ）同種工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

（ウ）配置予定技術者等の資格及び工事経験や雇用期間が確認できる書類（主任監理）技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあっては国土交通大臣

の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ等）の写し

（エ）総合評価方式に係る技術資料の証明書類

（5）（ウ）の総合評価方式に係る技術資料に記載の証明書類のうち

（イ）、（ウ）と重複するものは別途提出する必要はない。

（オ）技術者の兼務承認申請書（2（7）エの※により技術者の兼務を申請する場合に限る。）

※「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」（様式第1号）

なお、兼務の可否について、発注者に事前に審査を受けようとする者は、

令和8年1月30日（金）までに「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」（様式第2号）により申請すること。

（9）落札者決定予定日 令和8年2月27日（金）

ア 本工事は、落札候補者に対して入札参加資格等の根拠となる証明書類の審査を行い、適格である場合に落札者として決定する。

イ （8）に記載する審査、6又は7に記載する調査により落札決定を延期することがある。

（10）入札結果の公表

契約後、公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター）ホームページにおいて公表

（11）入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人石川県産業創出支援機構理事長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由の説明の請求は、落札決定日の翌日から起算して7日目（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる日（以下「休日」という。）があるときは、その日数を加算し、加算した期間について休日が含まれる場合も同様とする。）にあたる日の17時00分までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は申請書等の提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明は、書面により行う。

4 入札保証金

免除する。

5 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札心得

入札心得について、石川県土木部競争入札心得を準用する。

7 施工体制の確認

本工事は総合評価において、施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、次のとおり調査を行う。

（1）施工体制の審査に係る聴取り調査の実施

開札後、入札参加者に対して速やかに施工体制の確認を行うための聴取り調査を実施するとともに、聴取り調査に際して、追加資料の提出を求ることとする。

（2）追加資料の提出

追加資料の様式及び作成方法は、別紙「施工体制に関する調査及び低入札価格調査 説明書」及び別表「資料作成要領」の記載のとおりとし、提出期限は別途連絡するものとする。

また、追加資料提出の意向がない者は「施工体制に関する調査辞退申出書」を別途連絡する提出期限までに提出するものとし、この場合においては、当該入札を無効として取り扱う。

8 低入札価格調査

調査基準価格に満たない価格をもって申し込みをした者が落札候補者であるときは、契約の内容が履行されないと認められるか否かについて、次のとおり調査を行った上で、落札者を決定するものとする。

（1）低入札価格調査に係る聴取り調査の実施

上記のおそれがあると認められるか否かについて、聴取り調査を実施するとともに、調査に際して、調査資料の提出を求ることとする。

（2）調査資料の提出

調査資料の様式及び作成方法は、別紙「施工体制に関する調査及び低入札価格調査 説明書」及び別表「資料作成要領」の記載のとおりとし、提出期限は別途連絡す

るものとする。

(3) 低入札価格調査に協力しない場合の措置

調査資料を提出しない場合又は聴取り調査に応じない場合等、低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とした上で、指名停止措置を講ずることがある。

9 低入札価格調査を受けた者との契約に係る条件

低入札価格調査を受けた者との契約については、次の条件を付するものとする。

ア 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は請負代金額の10分の3以上とすること

イ 前払金は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっては、10分の4に相当する額以内とすること

ウ 本公告において求めている配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること

10 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

12 問い合わせ先

公益財団法人石川県産業創出支援機構（地場産業振興センター本館1階事務室）

郵便番号 920-8203 住所 石川県金沢市鞍月2丁目1番地

電話番号 076-268-2010

電子メール jibasan@isico.or.jp